

索道事業運送約款

制定 平成 5年 9月 1日

改正 平成12年 3月22日

改正 令和 2年 1月 1日

改正 令和 2年10月 1日

改正 令和 3年 4月 1日

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行う。この約款に定めのない事項については法令の定めるところによる。

(係員の指示)

第2条 旅客は当社の係員（以下「係員」という。）が輸送の安全と秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客運送を引き受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号に該当する場合は、旅客運送の引受けを拒絶する。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。ただし当社が乗車券の不所持を認めて乗車させる場合はこの限りでない。
- (2) 係員の指示に従わないとき
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
- (6) 危険品等を所持しているとき
- (7) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当の理由があるとき

(乗車券等の発売)

第5条 当社は、乗車券等を出札所等において発売する。

(乗車券等の効力)

第6条 乗車券等は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有する。

- 2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券等は、その券面裏示運賃の額に係わらず通用期間内は有効とする。
- 3 乗車券等は次の各号に該当する場合は無効とする
 - (1) 当社で有効な乗車券以外のもの
 - (2) 券面記載の条件によらないで使用したもの
 - (3) 記名人以外が使用するシーズン券
 - (4) 改造又は変造若しくは偽造したもの
 - (5) 券面記載事項が判読困難なもの
- 4 乗車券等は、購入されたお客様のみ使用可能とし効力を有する。他人への贈与または売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収する。ただし、当社との委託契約を交わす相手先が第三者に販売する場合はこの限りでない。

(乗車券の掲示等)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の掲示を求め、乗車券の種類等により確認、入缺又は回収する。

(運賃・料金、旅客及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃・料金、旅客及び適用方法は、別掲運賃・料金表及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の乗客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券の無償交付等必要な継続運送の措置を行う。

(運賃・料金の払戻し)

第10条 天災及び当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規程により払戻しを行う。ただし、風、雨、雪、霧、雷等により輸送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合はこの限りでない。

(割増運賃等)

第10条の2 当社は、旅客が所持する乗車券が、第6条第3項及び第4項の規定によりその乗車券等を無効としたときは、旅客からその乗車券の運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受ける。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したときをもって終わるものとする。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客による、次の各号の行為を禁止する。

- (1) 搬器から飛び下りまたは所定の位置以外で乗降すること
- (2) スキーや搬器を揺すぶること
- (3) スキー、ストック等で索道施設を突くこと
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること
- (5) その他安全輸送を妨げる行為をすること

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失またはき損による損害について、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失またはき損が当社の過失によるものであるときは、この限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失又は法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対してその損害を求める。

(その他)

第16条 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による暴力団及び暴力団員並びに構成員、反社会团体及び反社会团体員並びに構成員の方々のご利用は、固くお断りいたします。

附則

この約款は、令和3年4月1日から実施します。